学校における携帯電話の取扱い等に関する調査について (概要)

令和2年5月27日 文部科学省児童生徒課

1. 調査内容・方法

(1)調査対象

- ① 都道府県教育委員会(指定都市教育委員会を含む)
- ② 市町村教育委員会
- ③ 国公私立小・中・高等学校及び特別支援学校(小・中・高等部)
 - ※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。
 - ※ 私立学校には株式会社立学校、国立学校には公立大学附属学校を含む。
 - ※ 市町村教育委員会、公立小・中・高等学校及び特別支援学校(小・中・高等部)、私立小・中・高等学校については抽出調査、その他については悉皆調査を行った。

(2)調査内容(概要)

- 調査 I 、調査 II : 都道府県教育委員会・市町村教育委員会
 - 1. 都道府県教育委員会・市町村教育委員会として、児童生徒の携帯電話の持込み等について指導方針を定めているか。
 - (1) 定めている場合、どのような内容か(小・中・高等学校・特別支援学校(小・中・高等部)ごと)。
 - (2) 携帯電話の持込みを認めている場合、その理由は何か(小・中学校・特別支援学校(小・中・高等部)ごと)。
 - (3) 指導方針において、罰則を定めているか(小・中・高等学校・特別支援学校 (小・中・高等部)ごと)。
 - (4) 指導方針において、フィルタリングを設定するよう学校から保護者に働きかけを行うことを求めているか(小・中・高等学校・特別支援学校(小・中・高等部)ごと)。
 - 2. 指導方針の周知方法
 - 3. 指導方針を定めていない場合、その理由は何か。
 - 4. 利用実態等に関する調査の実施の有無

- 調査Ⅲ-i、調査Ⅳ-i、調査V-i:国公私立小学校・中学校
 - 1. 児童生徒の携帯電話の持込みを原則禁止としているか。
 - (1) 原則禁止の場合、どのような場合に例外的に持込みを認めているのか。
 - (2) 持込みを認めている場合、どのような取扱いとしているか。
 - (3) 持込みを認めている場合、その理由は何か。
 - (4) 登下校中における携帯電話の取扱い
 - (5) 携帯電話の保管方法
 - (6) 取扱いのルールに違反した際の罰則を定めているか。
- 調査Ⅲ- ii、調査IV- ii、調査V- ii: 国公私立高等学校・特別支援学校
 - 1. 学校では、携帯電話をどのような取扱いとしているか。
 - 2. 登下校中における携帯電話の取扱い
 - 3. 携帯電話の保管方法
 - 4. 取扱いのルールに違反した際の罰則を定めているか。

(3)調査時期

令和元年8月1日時点の状況を調査。

2. 調査結果(概要)

- <u>(1)調査Ⅰ:都道府県教育委員会【資料1】</u>
 - 1. 都道府県教育委員会として、児童生徒の携帯電話の持込み等について指導方針を定めているか。

はい:59.7% いいえ:40.3%

(1) 定めている場合、どのような内容か。

	原則持込み	持込みを認めて	市町村ごとに方針
	禁止	いる	を明確化
小学校	89.7%	0.0%	7. 7%
中学校	87.5%	2.5%	5.0%
高等学校	18.2%	54.5%	_
特別支援学校(小学部)	79.3%	6.9%	_
特別支援学校(中学部)	79.3%	6.9%	_
特別支援学校(高等部)	27.6%	51.7%	_

(2) 携帯電話の持込みを認めている場合、その理由は何か。

	小学校	中学校
①災害時の緊急連絡手段確保のため	_	0.0%
②犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうにな	_	0.0%
った際の緊急連絡手段確保のため		
③携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に	_	100.0%
委ねることが適当と考えているため		

	特別支援学校	特別支援学校	特別支援学校
	(小学部)	(中学部)	(高等部)
①災害時の緊急連絡手段確保の	20.0%	20.0%	23. 1%
ため			
②犯罪や事故に巻き込まれた、	40.0%	40.0%	23.1%
若しくは巻き込まれそうになっ			
た際の緊急連絡手段確保のため			
③体調の急変に備えた緊急連絡	20.0%	20.0%	19. 2%
手段確保のため			
④携帯電話の使用については、	0.0%	0.0%	7.7%
児童生徒の自主性・自律性に委			
ねることが適当と考えているた			
め			
⑤特別支援学校については、文	0.0%	0.0%	7.7%
部科学省の通知等で携帯電話の			
持込みが禁止されているわけで			
はないため			

(3) 指導方針において、罰則を定めているか。

はい:5.3%	いいえ:94.7%
---------	-----------

(4) 指導方針において、フィルタリングを設定するよう学校から保護者に働きかけを行うことを求めているか。

はい:81.6%	いいえ:18.4%
----------	-----------

2. 指導方針の周知方法

①通知又は事務連絡の発出:54.2%	②各種会議における周知:15.3%
③啓発資料の作成・配布:15.3%	④地方公共団体の HP への掲載:12.5%

3. 指導方針を定めていない場合、その理由は何か。

(ア) 市町村教育委員会や学校に委ねることが適当と考えているため:25.9%

(イ) 文部科学省の通知において、指導方針が示されているため:74.1%

4. 利用実態等に関する調査の実施の有無

はい:70.1%	いいえ:29.9%
----------	-----------

(2)調査Ⅱ:市町村教育委員会【資料2】

1. 市町村教育委員会として、児童生徒の携帯電話の持込み等について指導方針を定めているか。

はい:31.9%	いいえ:68.1%

(1) 定めている場合、どのような内容か。

	小学校	中学校	高等学校	特別支	特別支	特別支
				援学校	援学校	援学校
				(小学	(中学	(高等
				部)	部)	部)
原則持込み禁止	35. 7%	35.1%	10.5%	44. 4%	50.0%	20.0%
一定の理由・事情	60.2%	61.8%	10.5%	55.6%	50.0%	60.0%
に限って、家庭か						
らの申請により持						
込みを認める						
機能を限定した機	1.5%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
種に限って、家庭						
からの申請により						
持込みを認める						
持込みを認めてい	1.1%	0.8%	73.7%	0.0%	0.0%	20.0%
る						

(2) 携帯電話の持込みを認めている場合、その理由は何か。

	小学校	中学校
①災害時の緊急連絡手段確保のため	100.0%	100.0%

②犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうにな	0.0%	0.0%
った際の緊急連絡手段確保のため		
③携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に	0.0%	0.0%
委ねることが適当と考えているため		

	特別支援学校	特別支援学校	特別支援学校
	(小学部)	(中学部)	(高等部)
①災害時の緊急連絡手段確保の	_	_	33.3%
ため			
②犯罪や事故に巻き込まれた、	_		33.3%
若しくは巻き込まれそうになっ			
た際の緊急連絡手段確保のため			
③体調の急変に備えた緊急連絡	_	_	33.3%
手段確保のため			
④携帯電話の使用については、	_	_	0.0%
児童生徒の自主性・自律性に委			
ねることが適当と考えているた			
め			
⑤特別支援学校については、文	_	_	0.0%
部科学省の通知等で携帯電話の			
持込みが禁止されているわけで			
はないため			

(3) 指導方針において、罰則を定めているか。

はい:35.0% いいえ:65.0%	
--------------------	--

(4) 指導方針において、フィルタリングを設定するよう学校から保護者に働きかけを行うことを求めているか。

(よい: 90.0%) いいえ: 10.0%	はい:90.0%	いいえ:10.0%
-------------------------	----------	-----------

2. 指導方針の周知方法

①通知又は事務連絡の発出:39.7%	②各種会議における周知:43.0%
③啓発資料の作成・配布:13.8%	④地方公共団体の HP への掲載:2.7%

3. 指導方針を定めていない場合、その理由は何か。

- (ア) 学校に委ねることが適当と考えているため:50.8%
 - (イ) 文部科学省の通知において、指導方針が示されているため: 42.1%

4. 利用実態等に関する調査の実施の有無

はい:38.9% いいえ:61.1%

(3)調査Ⅲ-i:公立小学校・中学校【資料3-1】

1. 児童生徒の携帯電話の持込みを原則禁止としているか。

	はい	いいえ
小学校	95.9%	4.1%
中学校	98. 7%	1. 3%

(1) 原則禁止の場合、どのような場合に例外的に持込みを認めているのか。

	小学校	中学校
(ア) 一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持	67.1%	72.1%
込みを認めている		
(イ)機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により	2.4%	0.4%
持込みを認めている		
(ウ) 例外は認めていない	26.7%	26.6%

(2) 持込みを認めている場合、どのような取扱いとしているか。

	小学校	中学校
(ア) 学校内での使用を禁止	20.5%	0.0%
(イ)授業中の使用を禁止	2.6%	0.0%
(ウ) 学校内では一時的に預かり下校時に返却している	23.1%	83.3%
(エ) 特に取扱いに関する方針を定めていない	53.8%	16.7%

(3) 持込みを認めている場合、その理由は何か。

	小学校	中学校
①災害時の緊急連絡手段確保のため	35.7%	37.5%
②犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうにな	50.0%	50.0%
った際の緊急連絡手段確保のため		
③携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に	3.6%	12.5%
委ねることが適当と考えているため		

(4) 登下校中における携帯電話の取扱い

	小学校	中学校
①携帯電話をカバン等にしまうこと	48.4%	46.3%
②緊急の場合以外では、携帯電話を使わないこと	44.0%	48.1%
③特に取扱いに関する方針を定めていない	6.3%	3.7%

(5)携帯電話の保管方法

	小学校	中学校
①児童生徒自身で保管	48.9%	2.7%
②学校側で回収して保管	46.3%	95.5%
③特に保管方法に関する方針を定めていない	4.3%	0.3%

(6) 取扱いのルールに違反した際の罰則を定めているか。

	はい	いいえ
小学校	5.6%	94. 4%
中学校	40.0%	60.0%

(4)調査Ⅲ-ii:公立高等学校・特別支援学校【資料3-2】

1. 学校では、携帯電話をどのような取扱いとしているか。

	高等学校	特別支	特別支	特別支
		援学校	援学校	援学校
		(小学	(中学	(高等
		部)	部)	部)
(ア) 学校内での使用を禁止	39.7%	9.8%	14.5%	30.0%
(イ) 授業中の使用を禁止	41.3%	1.6%	1.6%	1.7%
(ウ) 学校内では一時的に預かり下校時に	4.3%	13.1%	25.8%	30.0%
返却				
(エ) 一定の理由・事情に限って、家庭か	7.6%	29.5%	29.0%	28.3%
らの申請により持込みを認めている				
(オ)機能を限定した機種に限って、家庭	0.5%	1.6%	3.2%	1.7%
からの申請により持込みを認めている				
(カ) 一律持込み禁止	2.7%	11.5%	8.1%	0.0%
(キ) 特に取扱いに関する方針を定めてい	1.4%	27.9%	16.1%	6.7%
ない				

2. 登下校中における携帯電話の取扱い

	高等学校	特別支	特別支	特別支
		援学校	援学校	援学校
		(小学	(中学	(高等
		部)	部)	部)
①携帯電話をカバン等にしまうこと	17.2%	29.3%	29.3%	31.6%
②緊急の場合以外では、携帯電話を使わな	15.6%	41.5%	46.6%	39.5%
いこと				
③特に取扱いに関する方針を定めていない	63.0%	22.0%	17.2%	15.8%

3. 携帯電話の保管方法

	高等学校	特別支	特別支	特別支
		援学校	援学校	援学校
		(小学	(中学	(高等
		部)	部)	部)
①児童生徒自身で保管	86.0%	11.8%	15.2%	32.7%
②学校側で回収して保管	8.7%	73.5%	71.7%	60.0%
③特に保管方法に関する方針を定めていな	2.9%	8.8%	6.5%	1.8%
V				

4. 取扱いのルールに違反した際の罰則を定めているか。

	はい	いいえ
高等学校	84.7%	15.3%
特別支援学校 (小学部)	33.3%	66.7%
特別支援学校(中学部)	34.6%	65.4%
特別支援学校(高等部)	32.4%	67.6%

(5)調査Ⅳ - i :国立小学校・中学校【資料4-1】

1. 児童生徒の携帯電話の持込みを原則禁止としているか。

	はい	いいえ
小学校	72.2%	27.8%
中学校	80.5%	19.5%

(1) 原則禁止の場合、どのような場合に例外的に持込みを認めているのか。

	小学校	中学校
(ア) 一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持	53.8%	66.1%
込みを認めている		
(イ)機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により	23.1%	8.1%
持込みを認めている		
(ウ) 例外は認めていない	23.1%	25.8%

(2) 持込みを認めている場合、どのような取扱いとしているか。

	小学校	中学校
(ア) 学校内での使用を禁止	70.0%	40.0%
(イ) 授業中の使用を禁止	5.0%	20.0%
(ウ) 学校内では一時的に預かり下校時に返却している	15.0%	40.0%
(エ) 特に取扱いに関する方針を定めていない	5.0%	0.0%

(3) 持込みを認めている場合、その理由は何か。

	小学校	中学校
①災害時の緊急連絡手段確保のため	44.4%	38.2%
②犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうにな	47. 2%	38.2%
った際の緊急連絡手段確保のため		
③携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に	0.0%	14.7%
委ねることが適当と考えているため		

(4) 登下校中における携帯電話の取扱い

	小学校	中学校
①携帯電話をカバン等にしまうこと	49.0%	30.6%
②緊急の場合以外では、携帯電話を使わないこと	46.9%	48.2%
③特に取扱いに関する方針を定めていない	2.0%	15.3%

(5)携帯電話の保管方法

	小学校	中学校
①児童生徒自身で保管	89.7%	19.7%
②学校側で回収して保管	10.3%	73.8%
③特に保管方法に関する方針を定めていない	0.0%	0.0%

(6) 取扱いのルールに違反した際の罰則を定めているか。

	はい	いいえ
小学校	27.8%	72. 2%
中学校	60.0%	40.0%

<u>(6)調査Ⅳ-ⅱ:国立高等学校・特別支援学校【資料4-2】</u>

1. 学校では、携帯電話をどのような取扱いとしているか。

	高等学校	特別支	特別支	特別支
		援学校	援学校	援学校
		(小学	(中学	(高等
		部)	部)	部)
(ア) 学校内での使用を禁止	21.1%	31.8%	45.5%	45.5%
(イ)授業中の使用を禁止	52.6%	9.1%	11.4%	18.2%
(ウ) 学校内では一時的に預かり下校時に	0.0%	0.0%	11.4%	11.4%
返却				
(エ) 一定の理由・事情に限って、家庭か	0.0%	25.0%	22.7%	22.7%
らの申請により持込みを認めている				
(オ)機能を限定した機種に限って、家庭	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%
からの申請により持込みを認めている				
(カ) 一律持込み禁止	0.0%	11.4%	0.0%	0.0%
(キ) 特に取扱いに関する方針を定めてい	15.8%	15.9%	4.5%	0.0%
ない				

2. 登下校中における携帯電話の取扱い

	高等学校	特別支	特別支	特別支
		援学校	援学校	援学校
		(小学	(中学	(高等
		部)	部)	部)
①携帯電話をカバン等にしまうこと	11.8%	41.0%	41.5%	41.4%
②緊急の場合以外では、携帯電話を使わな	0.0%	43.6%	45.3%	43.1%
いこと				
③特に取扱いに関する方針を定めていない	64. 7%	12.8%	9.4%	12.1%

3. 携帯電話の保管方法

	高等学校	特別支	特別支	特別支
		援学校	援学校	援学校
		(小学	(中学	(高等
		部)	部)	部)
①児童生徒自身で保管	80.0%	89.7%	77.5%	90.0%
②学校側で回収して保管	0.0%	3.4%	22.5%	10.0%
③特に保管方法に関する方針を定めていな	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%
V				

4. 取扱いのルールに違反した際の罰則を定めているか。

	はい	いいえ
高等学校	42.9%	57.1%
特別支援学校 (小学部)	11.1%	88.9%
特別支援学校(中学部)	10.0%	90.0%
特別支援学校(高等部)	6.1%	93.9%

(7)調査V-i:私立小学校・中学校【資料5-1】

1. 児童生徒の携帯電話の持込みを原則禁止としているか。

	はい	いいえ
小学校	75.0%	25.0%
中学校	52.6%	47.4%

(1) 原則禁止の場合、どのような場合に例外的に持込みを認めているのか。

	小学校	中学校
(ア) 一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持	33.3%	95.0%
込みを認めている		
(イ)機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により	44.4%	0.0%
持込みを認めている		
(ウ) 例外は認めていない	22.2%	5.0%

(2) 持込みを認めている場合、どのような取扱いとしているか。

	小学校	中学校
(ア) 学校内での使用を禁止	33.3%	33.3%
(イ)授業中の使用を禁止	0.0%	5.6%

(ウ) 学校内では一時的に預かり下校時に返却している	66.7%	55.6%
(エ) 特に取扱いに関する方針を定めていない	0.0%	0.0%

(3) 持込みを認めている場合、その理由は何か。

	小学校	中学校
①災害時の緊急連絡手段確保のため	50.0%	47.1%
②犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうにな	50.0%	44.1%
った際の緊急連絡手段確保のため		
③携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に	0.0%	5.9%
委ねることが適当と考えているため		

(4) 登下校中における携帯電話の取扱い

	小学校	中学校
①携帯電話をカバン等にしまうこと	50.0%	43.1%
②緊急の場合以外では、携帯電話を使わないこと	50.0%	43.1%
③特に取扱いに関する方針を定めていない	0.0%	11.8%

(5)携帯電話の保管方法

	小学校	中学校
①児童生徒自身で保管	70.0%	19.4%
②学校側で回収して保管	30.0%	66.7%
③特に保管方法に関する方針を定めていない	0.0%	0.0%

(6) 取扱いのルールに違反した際の罰則を定めているか。

	はい	いいえ
小学校	33. 3%	66. 7%
中学校	88.2%	11.8%

(8)調査∇ - ii : 私立高等学校・特別支援学校【資料5-2】

1. 学校では、携帯電話をどのような取扱いとしているか。

	高等学校	特別支	特別支	特別支
		援学校	援学校	援学校
		(小学	(中学	(高等
		部)	部)	部)
(ア) 学校内での使用を禁止	35. 2%	12.5%	0.0%	18.1%

(イ) 授業中の使用を禁止	21.1%	25.0%	22.2%	27.3%
(ウ) 学校内では一時的に預かり下校時に	18.3%	25.0%	44.4%	27.3%
返却				
(エ) 一定の理由・事情に限って、家庭か	23.9%	12.5%	11.1%	0.0%
らの申請により持込みを認めている				
(オ)機能を限定した機種に限って、家庭	0.0%	0.0%	11.1%	9.1%
からの申請により持込みを認めている				
(カ) 一律持込み禁止	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(キ) 特に取扱いに関する方針を定めてい	0.0%	25.0%	11.1%	9.1%
ない				

2. 登下校中における携帯電話の取扱い

	高等学校	特別支	特別支	特別支
		援学校	援学校	援学校
		(小学	(中学	(高等
		部)	部)	部)
①携帯電話をカバン等にしまうこと	19.8%	42.9%	33.3%	33.3%
②緊急の場合以外では、携帯電話を使わな	28.4%	28.6%	44.4%	44.4%
いこと				
③特に取扱いに関する方針を定めていない	39.5%	28.6%	22.2%	22. 2%

3. 携帯電話の保管方法

	高等学校	特別支	特別支	特別支
		援学校	援学校	援学校
		(小学	(中学	(高等
		部)	部)	部)
①児童生徒自身で保管	50.0%	50.0%	25.0%	44.4%
②学校側で回収して保管	37.1%	33.3%	62.5%	44.4%
③特に保管方法に関する方針を定めていな	1.4%	16.7%	12.5%	11.1%
V				

4. 取扱いのルールに違反した際の罰則を定めているか。

	はい	いいえ
高等学校	88.7%	11.3%
特別支援学校(小学部)	0.0%	100.0%

特別支援学校(中学部)	0.0%	100.0%
特別支援学校(高等部)	12.5%	87.5%

学校における携帯電話の取扱い等に関する調査結果

令和2年5月27日 文部科学省児童生徒課

【資料1】調查 I 都道府県教育委員会

I			はい	いいえ
	1	現時点(令和元年8月1日時点)において都道府県教育委員会として、児童生徒の携帯電話の持込み等について、域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)及び所管の学校に対する指導方針(通知の発出等)を定めていますか。	40	27

1の質問で、「はい」と回答した場合 (1)<u>①</u> 小学校

٠/.	·	7.7.12	
	(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	9
	(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めること	26
	(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
	(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
	(*)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
	(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却するこ と	0
	(キ)	市町村ごとに方針を明確化すること(内容については特に指定しない)	3
	(ク)	その他(自由記述)	1

○「その他」の主な回答

・ 都道府県の指導方針としては、持込みを認めており、学校内での使用を禁止することと した上で、市町村の指導方針については、市町村ごとに方針を明確化することとしている

② 中学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	9
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めること	26
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(工)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	1
(才)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却するこ と	0
(キ)	市町村ごとに方針を明確化すること(内容については特に指定しない)	2
(ク)	その他(自由記述)	2

○「その他」の主な回答

- ・ 都道府県立学校については、原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、 家庭からの申請により持込みを認めることとしている。市町村立学校については、都道 府県立学校の方針を参考に、市町村ごとに方針を明確化することとしている
- ・ 都道府県の指導方針としては、持込みを認めており、学校内での使用を禁止することと した上で、市町村の指導方針については、市町村ごとに方針を明確化することとしている

③ 高等学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	0
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めること	6
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申 請により持込みを認めること	0
(工)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	14
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	4
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却するこ と	0
(+)	その他(自由記述)	9

○「その他」の主な回答

- ・ 持込みを認めているが、具体的な取扱いについては、学校ごとに方針を明確化すること
- ・ 持込みを認めているが、使用については何らかの制限を加えること
- ・ 原則持込み禁止とするか、または、持込みを認めた上で学校内での使用を禁止すること
- ・ 都道府県立学校については、原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、 家庭からの申請により持込みを認めることとしている。市町村立学校については、都道 府県立学校の方針を参考に、市町村ごとに方針を明確化することとしている
- ・ 学校ごとに方針を明確化すること
- ・ 原則持込み禁止とすることが望ましいが、持込みを認める場合は、使用についてのルー ルを定めて遵守を徹底すること

4 特別支援学校(小学部)

<u> </u>		
(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	8
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めること	15
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(工)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	2
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却するこ と	0
(+)	その他(自由記述)	4

○「その他」の主な回答

- ・ 原則持込み禁止とするか、または、持込みを認めた上で学校内での使用を禁止すること
- ・ 学校ごとに方針を明確化すること
- ・ 学校や地域の実態を踏まえ、小学校の指導方針に準じた取扱いとすること

5 特別支援学校(中学部)

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	8
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めること	15
	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(工)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	2
(才)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他(自由記述)	4

○「その他」の主な回答

- ・ 原則持込み禁止とするか、または、持込みを認めた上で学校内での使用を禁止すること
- ・ 学校ごとに方針を明確化すること
- ・ 学校や地域の実態を踏まえ、中学校の指導方針に準じた取扱いとすること

6 特別支援学校(高等部)

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	1
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めること	7
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申 請により持込みを認めること	0
(工)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	12
(才)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	2
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	1
(キ)	その他(自由記述)	6

○「その他」の主な回答

- ・ 持込みを認めているが、使用については何らかの制限を加えること
- ・ 原則持込み禁止とするか、または、持込みを認めた上で学校内での使用を禁止すること
- ・ 学校ごとに方針を明確化すること
- ・ 持込みを認めているが、具体的な取扱いについては、学校ごとに方針を明確化すること
- ・ 学校や地域の実態を踏まえ、高等学校の指導方針に準じた取扱いとすること

(1)の質問で、(エ)~(カ)を選択した場合

(2) 携帯電話の持込みを認めている理由は何ですか(複数回答可)。

① 小学校

-	<u> </u>	41 L	
I	1	災害時の緊急連絡手段確保のため	0
	2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	0
	3	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねることが 適当と考えているため	0
I	4	その他(自由記述)	0

② 中学校

	_	1 1 1 1 2	
(1	災害時の緊急連絡手段確保のため	0
•	2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	0
0	3	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねることが 適当と考えているため	1
(4	その他(自由記述)	0

(3) 特別支援学校(小学部)

<u> </u>) 特別文援学校(小字部)	
(1	災害時の緊急連絡手段確保のため	1
(2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	2
(3	体調の急変に備えた緊急連絡手段確保のため	1
4	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねることが適当と考えているため	0
(5	特別支援学校については、文部科学省の通知等で携帯電話の持込みが 禁止されているわけではないため	0
(6) その他(自由記述)	1

○「その他」の主な回答

・ GPSで児童生徒の現在地を確認できるようにするため

4 特別支援学校(中学部)

	<u> </u>		
	1	災害時の緊急連絡手段確保のため	1
	2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連	2
	(2)	絡手段確保のため	2
		体調の急変に備えた緊急連絡手段確保のため	1
	(4)	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねるこ	0
)	とが適当と考えているため	U
	(5)	特別支援学校については、文部科学省の通知等で携帯電話の持込みが	0
	9	禁止されているわけではないため	U
	6	その他(自由記述)	1

○「その他」の主な回答

・ GPSで児童生徒の現在地を確認できるようにするため

(5) 特別支援学校(高等部)

<u>(5)</u>	特別支援字校(高等部)	
1	災害時の緊急連絡手段確保のため	6
2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	6
3	体調の急変に備えた緊急連絡手段確保のため	5
4	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねることが適当と考えているため	2
(5)	特別支援学校については、文部科学省の通知等で携帯電話の持込みが禁止されているわけではないため	2
6	その他(自由記述)	5

○「その他」の主な回答

- ・ GPSで児童生徒の現在地を確認できるようにするため
- ・ 高等学校における取扱いに準じているため

(1)(の質問で、(エ)~(カ)を選択した場合			
			はい	いいえ
		小学校	0	0
		中学校	0	1
	指導方針においてルールに違反した際の罰則についても定めていますか。	高等 学校	1	17
(3)		特別支 援学校 (小学 部)	0	2
		特別支援学校(中学部)	0	2
		特別支 援学校 (高等 部)	1	14

(1)	の質問で、(エ)~(カ)を選択した場合			
			はい	いいえ
		小学校	0	0
		中学校	1	0
	指導方針において、携帯電話にフィルタリングを設定するよう学校から保護者に働きかけを行うことを求めていますか。	高等 学校	14	4
(4		特別支 援学校 (小学 部)	2	0
		特別支 援学校 (中学 部)	2	0
		特別支援学校(高等	12	3

1の質問で、「はい」と回答した場合

都道府県教育委員会において、域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)及び所管の学校に対して、児童生徒の携帯電話の持込み等に関する指導方針をどのように周知していますか(複数回答可)。 2

① 通知又は事務連絡の発出	39
② 各種会議における周知	11
③ パンフレットやリーフレット等の啓発資料の作成・配布	11
④ 地方公共団体のHPへの掲載	9
⑤ その他(自由記述)	2

○「その他」の主な回答

- 出張セミナーにおける周知
- ・ 保護者あてのたよりの作成・配布

1の質問で、「いいえ」と回答した場合 3 都道府県教育委員会において、児童生徒の携帯電話の持込み等に関する指 導方針を定めていない理由は何ですか。

(ア)	指導方針については、市町村教育委員会や学校に委ねることが適当と考えているため	7
(イ)	文部科学省の「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」(平成21年1月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知)において、指導方針が示されているため	20
(t)	その他(白中記述)	0

4	都道府県教育委員会において、平成28年4月以降に、子供の携帯電話の所	はい	いいえ
4	持や利用実態等に関する調査を行ったことがありますか。	47	20

【資料2】調査Ⅱ 市町村教育委員会

		H-1MA- POINTSALA			
ı			はい	いいえ	
	'	現時点(令和元年8月1日時点)において市町村教育委員会として、児童生徒 の携帯電話の持込み等について、所管の学校に対する指導方針(通知の発 出等)を定めていますか。	268	573	

1の質問で、「はい」と回答した場合

(1) ① 小学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	95
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めること	160
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	4
(工)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(才)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	3
(+)	その他(自由記述)	4

○「その他」の主な回答

- ・ 各学校の実態に合わせて、適切に対応すること・ 原則持込み禁止とするが、例外を設ける場合は、児童生徒の実態や家庭との話し合い 等を踏まえ、学校ごとに方針を明確化すること
- ・ 家庭内も含め、原則所持を禁止すること

② 中学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	88
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めること	155
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申 請により持込みを認めること	1
(工)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	2
(+)	その他(自由記述)	5

○「その他」の主な回答

- ・ 各学校の実態に合わせて、適切に対応すること
- ・原則持込み禁止とするが、例外を設ける場合は、児童生徒の実態や家庭との話し合い 等を踏まえ、学校ごとに方針を明確化すること
- ・原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを 認めること。ただし、中高一貫校については、持込みを認めた上で学校内での使用を禁 止すること
- ・ 家庭内も含め、原則所持を禁止すること

③ 高等学校

<u> </u>	同分子仪	
(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	2
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めること	2
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申 請により持込みを認めること	0
(工)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	10
(才)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	4
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること と	0
(+)	その他(自由記述)	1

○「その他」の主な回答

・ 持込みを認めているが、使用については何らかの制限を加えること

4 特別支援学校(小学部)

<u> </u>	NMAM I K (1 1 III)	
(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	4
(イ)	により持込みを認めること	5
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(工)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(才)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却するこ と	0
(+)	その他(自由記述)	0

5 特別支援学校(中学部)

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	4
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めること	4
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(工)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(才)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却するこ と	0
(+)	その他(自由記述)	0

6 特別支援学校(高等部)

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	1
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めること	3
	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申 請により持込みを認めること	0
(工)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	1
(才)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(+)	その他(自由記述)	0

(1)の質問で、(エ)~(カ)を選択した場合 (2) 携帯電話の持込みを認めている理由は何ですか(複数回答可)。 ① 小学校

1	災害時の緊急連絡手段確保のため	3
2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	0
3	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねることが 適当と考えているため	0
4	その他(自由記述)	0

② 中学校

<u>~~</u>	中子校	
1	災害時の緊急連絡手段確保のため	2
2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	0
3	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねることが 適当と考えているため	0
4	その他(自由記述)	0

③ 特別支援学校(小学部)

	NMXXXTX (1.Tm)	
1	災害時の緊急連絡手段確保のため	0
2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	0
3	体調の急変に備えた緊急連絡手段確保のため	0
4	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねることが適当と考えているため	0
⑤	特別支援学校については、文部科学省の通知等で携帯電話の持込みが禁止されているわけではないため	0
6	その他(自由記述)	0

4 特別支援学校(中学部)

-		
1	災害時の緊急連絡手段確保のため	0
2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	0
3	体調の急変に備えた緊急連絡手段確保のため	0
4	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねることが適当と考えているため	0
(5)	特別支援学校については、文部科学省の通知等で携帯電話の持込みが禁止されているわけではないため	0
6	その他(自由記述)	0

⑤ 特別支援学校(高等部)

1	災害時の緊急連絡手段確保のため	1
2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	1
3	体調の急変に備えた緊急連絡手段確保のため	1
4	とか適当と考えているため	0
(5	特別支援学校については、文部科学省の通知等で携帯電話の持込みが禁止されているわけではないため	0
6	その他(自由記述)	0

(1)の質問で、(エ)~(カ)を選択した場合

			はい	いいえ
		小学校	0	3
	高 学 指導方針においてルールに違反した際の罰則についても定めています か。 精持	中学校	0	2
		高等 学校	7	7
(3)		特別支 援学校 (小学 部)	0	0
		特別支 援学校 (中学 部)	0	0
		特別支 援学校 (高等 部)	0	1

(1)の質問で、(エ)~(カ)を選択した場合

· · · / ·	7負的で、(エ) (27)を返択した物目	_		-	
			はい	いいえ	
	中高学 指導方針において、携帯電話にフィルタリングを設定するよう学校から保 護者に働きかけを行うことを求めていますか。	小学校	3	0	
			中学校	2	0
		高等 学校	12	2	
(4)		特別支 援学校 (小学 部)	0	0	
		特別支援学校(中学部)	0	0	
		特別支援学校(高等部)	1	0	

1の質問で、「はい」と回答した場合

2 市町村教育委員会において、所管の学校に対して、児童生徒の携帯電話の 持込み等に関する指導方針をどのように周知していますか(複数回答可)。

1	通知又は事務連絡の発出	147
2	各種会議における周知	159
3	パンフレットやリーフレット等の啓発資料の作成・配布	51
4	地方公共団体のHPへの掲載	10
(5)	その他(自由記述)	3

○「その他」の主な回答

- ・ 保護者あてのたよりの作成・配布
- · PTA連合会による学校や保護者への啓発

1の質問で、「いいえ」と回答した場合

3 市町村教育委員会において、児童生徒の携帯電話の持込み等に関する指導 方針を定めていない理由は何ですか。

(ア)	指導方針については、学校に委ねることが適当と考えているため	291
	文部科学省の「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」(平成21年1月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知)において、指導方針が示されているため	241
(ウ)	その他(自由記述)	41

○「その他」の主な回答

- ・ 都道府県教育委員会において、指導方針が示されているため
- ・ 学校からの問い合わせや保護者からの要望がなく、特段問題が生じていないため
- ・ PTA連合会、学校長会等の団体の判断に委ねることが適当と考えているため
- ・ 保護者の判断に委ねることが適当と考えているため
- ・ 情報通信機器の使用に関する包括的な指導方針だけで十分だと考えているため
- ・ 個別の事案に応じて対応することが適当と考えているため

,	市町村教育委員会において、平成28年4月以降に、子供の携帯電話の所持 や利用実態等に関する調査を行ったことがありますか。	はいい	いえ
4	や利用実態等に関する調査を行ったことがありますか。	327	514

【資料3-1】調査II-i 公立小学校·中学校

			はい	いいえ
1	現時点(令和元年8月1日時点)で、学校において、児童生徒の携帯電話の持 込みを原則禁止としていますか。	小学校	914	39
	たがで 原列 赤血 こし ている すが。	中学校	448	6

(1) 「はい」と回答した場合

		小学校	中学校
(ア)	一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により学校への持込みを認めている	613	323
	機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により学校への持込みを 認めている	22	2
(ウ)	例外は認めていない(一律持込み禁止としている)	244	119
(工)	その他(自由記述)	35	4

○「その他」の主な回答

- ・ 学校の許可ではなく、保護者の判断により学校への持込みを認めている
- ・ これまで家庭からの申請がないため、例外について明確な方針を定めていない
- ・ 行事等の特別活動の際に、学校が許可した場合に限って持込みを認めている
- ・ 紛失等について保護者が責任を持つことを条件に、家庭からの申請により学校への持込みを認 めている

(2)「いいえ」と回答した場合

		小学校	中学校
(ア)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している	8	0
(イ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している	1	0
(ウ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却してい る	9	5
(工)	特に取扱いに関する方針を定めていない	21	1
(オ)	その他(自由記述)	0	0

(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合 (3) 携帯電話の持込みを認めている理由は何ですか(複数回答可)。

		小学校	中学校	
1	災害時の緊急連絡手段確保のため	10	3	
2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	14	4	
3	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねることが 適当と考えているため	1	1	
4	その他(自由記述)	3	1	

○「その他」の主な回答

・ 送迎のときに保護者と連絡をとれるようにするため

(1)の質問で、(ア)・(イ)を選択した場合、または、(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合 (4) 登下校中は、携帯電話をどのような取扱いとしていますか(複数回答可)。

		小学校	中学校
1	携帯電話をカバン等にしまうこと	499	238
2	緊急の場合以外では、携帯電話を使わないこと	454	247
3	特に取扱いに関する方針を定めていない	65	19
4	その他(自由記述)	13	10

○「その他」の主な回答

- ・ 登下校中の紛失等については、自己責任とすること
- ・ 持込み申請時の使用目的以外では、携帯電話を使わないこと
- ・ 送迎時等、保護者と連絡をとる必要がある場合以外では、携帯電話を使わないこと
- 携帯電話をマナーモードにすること
- マナーを守って携帯電話を使うこと

(1)の質問で、(ア)・(イ)を選択した場合、または、(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合 (5) 携帯電話を持ち込む場合、どのような保管方法を採っていますか。

		小学校	中学校
1	児童生徒自身で保管	319	9
2	学校側で回収して保管	302	315
3	特に保管方法に関する方針を定めていない	28	1
4	その他(自由記述)	3	5

○「その他」の主な回答

- ・ 保護者と相談し、個別の事案に応じて保管方法を決めることとしている
- 鍵付きのロッカーで保管
- ・ 低学年については、児童生徒自身で保管。高学年については、学校側で回収して保管
- ・ 原則、児童生徒自身で保管。保護者から希望がある場合は、学校側で回収して保管

(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合

(6)

****		はい	いいえ
学校において定めている取扱いのルールに違反した際の罰則についても定めていますか。	小学校	1	17
C (- & 9 N ()	中学校	2	3

【資料3-2】調査Ⅲ-ii 公立高等学校·特別支援学校

1 学校では、携帯電話をどのような取扱いとしていますか。

					特別支援学校 (高等 部)
(ア)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している	73	6	9	18
(イ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している	76	1	1	1
(ウ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却してい る	8	8	16	18
(エ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めている	14	18	18	17
	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請に より持込みを認めている	1	1	2	1
(カ)	一律持込み禁止としている	5	7	5	0
(+)	特に取扱いに関する方針を定めていない	3	17	10	4
(ク)	その他(自由記述)	4	3	1	1

○「その他」の主な回答

- ・ 持込みを認めているが、使用できる時間帯や場所を制限している
- ・ 自主通学生に限って、持込みを認めている

1の質問で、(ア)~(オ)を選択した場合 登下校中は、携帯電話をどのような取扱いとしていますか(複数回答可)。

2			高等学校	援学校 (小学	援学校 (中学	特別支 援学校 (高等 部)
	1	携帯電話をカバン等にしまうこと	33	12	17	24
	2	緊急の場合以外では、携帯電話を使わないこと	30	17	27	30
	3	特に取扱いに関する方針を定めていない	121	9	10	12
	4	その他(自由記述)	8	3	4	10

〇「その他」の主な回答

- ・ 歩行中や自転車の運転中における使用を控えるなど、マナーを守って携帯電話を使うこと
- ・ 各担任が登下校中の取扱いを決めることとしている

1の質問で、(ア)~(オ)を選択した場合 携帯電話を持ち込む場合、どのような保管方法を採っていますか。

3			高等学校	援学校 (小学	援学校 (中学	特別支 援学校 (高等 部)
	1	児童生徒自身で保管	148	4	7	18
	2	学校側で回収して保管	15	25	33	33
	3	特に保管方法に関する方針を定めていない	5	3	3	1
	4	その他(自由記述)	4	2	3	3

○「その他」の主な回答

- 鍵付きのロッカーで保管
- ・ 各担任が保管方法を決めることとしている
- ・児童生徒の障害の特性に応じて、保管方法を決めることとしている

1の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合

4			はい	いいえ
		高等 学校	133	24
		特別支援学校 (小学 部)	5	10
	ていますか。	特別支 援学校 (中学 部)	9	17
	接	特別支援学校 (高等 部)	12	25

【資料4-1】調査IV-i 国立小学校·中学校

現はよ/人和二左0日1日はよ)で、光社において、旧会よけの推世高式のは		はい	いいえ
現時点(令和元年8月1日時点)で、学校において、児童生徒の携帯電話の持 込みを原則禁止としていますか。	小学校	52	20
	中学校	62	15

(1) 「はい」と回答した場合

		小学校	中学校
(7	・) 一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により学校への持込みを認め ている	28	41
(1	機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により学校への持込みを認めている	12	5
(٢) 例外は認めていない(一律持込み禁止としている)	12	16
L)	() その他(自由記述)	0	0

(2)「いいえ」と回答した場合

		小学校	中学校
(ア)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している	14	6
(イ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している	1	3
(ウ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却してい る	3	6
(工)	特に取扱いに関する方針を定めていない	1	0
(才)	その他(自由記述)	1	0

○「その他」の主な回答

• 持込みを認めているが、使用時には教員の許可を得て、その前で使用することとしている

(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合

(3) 携帯電話の持込みを認めている理由は何ですか(複数回答可)。

		小学校	中学校
1	災害時の緊急連絡手段確保のため	16	13
2	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	17	13
3	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねることが 適当と考えているため	0	5
4	その他(自由記述)	3	3

○「その他」の主な回答

- ・ 遠方からや公共交通機関での通学が多く、下校時等に保護者への連絡が必要になるため
- 登下校中に保護者が児童生徒の現在地を確認できるようにするため

(1)の質問で、(ア)・(イ)を選択した場合、または、(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合

(4) 登下校中は、携帯電話をどのような取扱いとしていますか(複数回答可)。

	TINT TOOL DO THE BELL OF TOOL OF THE STATE O		
		小学校	中学校
1	携帯電話をカバン等にしまうこと	48	26
2	緊急の場合以外では、携帯電話を使わないこと	46	41
3	特に取扱いに関する方針を定めていない	2	13
4	その他(自由記述)	2	5

○「その他」の主な回答

• 歩きスマホ、電車やバス内での使用を控えるなど、マナーを守って携帯電話を使うこと

(1)の質問で、(ア)・(イ)を選択した場合、または、(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合

(5) 携帯電話を持ち込む場合、どのような保管方法を採っていますか。

	MINISTER CITIZED MAIL OF A CHILD MAIL OF A CHILD OF A C						
		小学校	中学校				
1	児童生徒自身で保管	52	12				
2	学校側で回収して保管	6	45				
3	特に保管方法に関する方針を定めていない	0	0				
4	その他(自由記述)	0	4				

○「その他」の主な回答

・ 電源を切り、鍵付きのロッカーで保管

(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合

(6)

**		はい	いいえ
学校において定めている取扱いのルールに違反した際の罰則についても定めていますか。	小学校	5	13
C0.2 3 N.º	中学校	9	6

【資料4-2】調查IV-ii 国立高等学校·特別支援学校

1 学校では、携帯電話をどのような取扱いとしていますか。

		高等学校	特別支 援学校 (小学 部)	特別支援学校(中学部)	特別支 援学校 (高等 部)
(ア)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している	4	14	20	20
(イ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している	10	4	5	8
(ウ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却してい る	0	0	5	5
(エ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請に より持込みを認めている	0	11	10	10
	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請 により持込みを認めている	1	0	0	0
(カ)	一律持込み禁止としている	0	5	0	0
(キ)	特に取扱いに関する方針を定めていない	3	7	2	0
(ク)	その他(自由記述)	1	3	2	1

○「その他」の主な回答

・ 各児童生徒の実態に応じて、携帯電話の使用について指導することとしている

1の質問で、(ア)~(オ)を選択した場合

2 登下校中は、携帯電話をどのような取扱いとしていますか(複数回答可)。

		高等学校	理学校	援学校 (中学	特別支援学校 (高等 部)
1	携帯電話をカバン等にしまうこと	2	16	22	24
2	緊急の場合以外では、携帯電話を使わないこと	0	17	24	25
3	特に取扱いに関する方針を定めていない	11	5	5	7
4	その他(自由記述)	4	1	2	2

○「その他」の主な回答

- 歩きスマホ、電車やバス内での使用を控えるなど、マナーを守って携帯電話を使うこと
- ・ 携帯電話の電源を切ること
- 各児童生徒の実態に応じて、保護者・児童生徒・学校で相談し、取扱いを決めることとしている

1の質問で、(ア)~(オ)を選択した場合

3 携帯電話を持ち込む場合、どのような保管方法を採っていますか。

		高等学校			特別支援学校(高等部)
1	児童生徒自身で保管	12	26	31	36
2	学校側で回収して保管	0	1	9	7
3	特に保管方法に関する方針を定めていない	1	0	0	0
4	その他(自由記述)	2	2	0	0

○「その他」の主な回答

鍵付きのロッカーで保管

1の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合

4

	1		
		はい	いいえ
	高等 学校	6	8
学校において定めている取扱いのルールに違反した際の罰則についても定め 学校において定めている取扱いのルールに違反した際の罰則についても定め	特別支援学校(小学部)	2	16
ていますか。	特別支援学校(中学部)	3	27
	特別支 援学校 (高等 部)	2	31

【資料5-1】調査V-i 私立小学校·中学校

	現は上/人和二左0日4日は上)で、巻はにおいて、旧会生はの推世電話のは		はい	いいえ
1	現時点(令和元年8月1日時点)で、学校において、児童生徒の携帯電話の持 込みを原則禁止としていますか。	小学校	9	3
	More Manager Colors y D's	中学校	20	18

(1)「はい」と回答した場合

		小学校	中学校
(ア)	一定の理由·事情に限って、家庭からの申請により学校への持込みを認めている	3	19
(1)	機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により学校への持込みを 認めている	4	0
(ウ	例外は認めていない(一律持込み禁止としている)	2	1
(工)	その他(自由記述)	0	0

(2)「いいえ」と回答した場合

		小学校	中学校
(ア)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している	1	6
(イ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している	0	1
(ウ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却してい る	2	10
(工)	特に取扱いに関する方針を定めていない	0	0
(才)	その他(自由記述)	0	1

O「その他」の主な回答

• 持込みを認めているが、使用時には教員の許可を得て、その前で使用することとしている

(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合

(3) 携帯電話の持込みを認めている理由は何ですか(複数回答可)。

		小学校	中学校
1	災害時の緊急連絡手段確保のため	3	16
	犯罪や事故に巻き込まれた、若しくは巻き込まれそうになった際の緊急連 絡手段確保のため	3	15
	携帯電話の使用については、児童生徒の自主性・自律性に委ねることが 適当と考えているため	0	2
4	その他(自由記述)	0	1

○「その他」の主な回答

・ 遠方からや公共交通機関での通学が多く、下校時等に保護者への連絡が必要になるため

(1)の質問で、(ア)・(イ)を選択した場合、または、(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合 (4) 登下校中は、携帯電話をどのような取扱いとしていますか(複数回答可)。

Ι.	ᄑ	大一は、15m 电面ととのような状況。ことでありは「複数四日日」	0	
			小学校	中学校
	1	携帯電話をカバン等にしまうこと	10	22
	2	緊急の場合以外では、携帯電話を使わないこと	10	22
	3	特に取扱いに関する方針を定めていない	0	6
	4	その他(自由記述)	0	1

○「その他」の主な回答

・ 保護者への連絡が必要な場合以外では、携帯電話を使わないこと

(1)の質問で、(ア)・(イ)を選択した場合、または、(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合

(5) 携帯電話を持ち込む場合、どのような保管方法を採っていますか。

		小学校	中学校
1	児童生徒自身で保管	7	7
2	学校側で回収して保管	3	24
3	特に保管方法に関する方針を定めていない	0	0
4	その他(自由記述)	0	5

○「その他」の主な回答

- 鍵付きのロッカーで保管
- 基本的には児童生徒自身で保管し、試験時のみ学校側で回収して保管
- 学校行事等の状況に応じて、児童生徒自身で保管するか、学校側で回収して保管するかを決めている

(2)の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合

(6)

Milter Inc. and the Control of the C		はい	いいえ
学校において定めている取扱いのルールに違反した際の罰則についても定め ていますか。	小学校	1	2
C0.2 4 N.º	中学校	15	2

【資料5-2】調査 V-ii 私立高等学校·特別支援学校

1 学校では、携帯電話をどのような取扱いとしていますか。

			特別支 援学校 (小学 部)		特別支援学校(高等部)
(ア)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している	25	1	0	2
(イ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している	15	2	2	3
(ウ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却してい る	13	2	4	3
(工)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請 により持込みを認めている	17	1	1	0
	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申 請に より持込みを認めている	0	0	1	1
(カ)	一律持込み禁止としている	0	0	0	0
(+)	特に取扱いに関する方針を定めていない	0	2	1	1
(ク)	その他(自由記述)	1	0	0	1

○「その他」の主な回答

・ 通学生については、持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却することとし、寄宿舎生について は持込み禁止としている

1の質問で、(ア)~(オ)を選択した場合

2 登下校中は、携帯電話をどのような取扱いとしていますか(複数回答可)。

		高等学校			特別支 援学校 (高等 部)
1	携帯電話をカバン等にしまうこと	16	3	3	3
2	緊急の場合以外では、携帯電話を使わないこと	23	2	4	4
3	特に取扱いに関する方針を定めていない	32	2	2	2
4	その他(自由記述)	10	0	0	0

○「その他」の主な回答

- ・ 歩行中や自転車の運転中は、携帯電話を使わないこと
- ・ 学校から最寄駅に着くまでの間は、携帯電話を使わないこと

1の質問で、(ア)~(オ)を選択した場合

3 携帯電話を持ち込む場合、どのような保管方法を採っていますか。

			摇学校		特別支援学校 (高等 部)
1	児童生徒自身で保管	35	3	2	4
2	学校側で回収して保管	26	2	5	4
3	特に保管方法に関する方針を定めていない	1	1	1	1
4	その他(自由記述)	8	0	0	0

○「その他」の主な回答

鍵付きのロッカーで保管

1の質問で、(ア)~(ウ)を選択した場合

4

		1	
		はい	いいえ
	高等 学校	47	6
学校において定めている取扱いのルールに違反した際の罰則についても3	特別支援学校 (小学 Eめ 部)	0	5
打 (r 音 * 打	特別支 援学校 (中学 部)	0	6
	特別支 援学校 (高等 部)	1	7